

NewsLetter

2023 1 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jim.com

HP <http://misaki-jim.com>

今月のCONTENTS

1. みさきコラム
2. テレワークが多いほど睡眠時間は増え、うつ傾向・不安は減る傾向
～「令和4年版 過労死等防止対策白書」より
3. スタッフコラム（今月は正村です）
4. 「冬期型災害」に気をつけよう！冬の転倒災害対策
5. 三崎事務所からのお知らせ「年末調整を行った会社様へお願い」
6. 満 18 歳未満の「年少者」をアルバイト等に雇用する際の注意点



みさきコラム



こんにちは、三崎事務所の三崎です。いつも大変お世話になっております。

寒くなって空気も乾燥し、コロナウイルスも活発化し、このところまた感染者数が増加しています。実は「自分は大丈夫だろう」とタカを括っていたのですが、12月中旬、私もついにコロナに罹患してしまいました。年末調整業務や今年最後の給与計算など、繁忙期のさなかに・・・。

発熱は3日程度で、高熱にもなりませんでしたが、鼻水と咳はひどくて2週間以上経過した現在も、まだ体調が十分に回復していません。感染後8日目から職場復帰しましたが、午後3時過ぎになると、何とも言えない倦怠感なのです。とにかく体を休ませようと思い、22時には就寝していますが、午後になると急に元気が無くなります。やはり普通の風邪より症状がしつこいように感じています。何とか年内にはこの症状を吹っ切って、2023年を迎えたいと思います。

そのために、私個人としてはもう少し基礎体力をつけなければ、と今回痛感しました。。

2022年、皆様には大変お世話になりました。来年はうさぎ年、元気に跳躍できる年にしたいです！

来年もスタッフともども、三崎経営労務事務所をどうぞよろしくお願いいたします。

皆様どうぞ良いお年をお迎えください！



テレワークが多いほど睡眠時間は増え、うつ傾向・不安は減る傾向

～「令和4年版 過労死等防止対策白書」より

政府は10月21日、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和3年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（令和4年版 過労死等防止対策白書）を閣議決定しました。

今回の白書では、新型コロナウイルス感染症やテレワークの影響に関する調査分析も報告され、テレワークの頻度が多い人ほど睡眠時間が長く、うつ傾向や不安が少ないという調査結果が明らかになりました。

◆ テレワークの頻度が高くなるにつれて、睡眠時間が6時間未満の割合は減少

テレワークの実施頻度別に1日の平均的な睡眠時間をみると、テレワークの頻度が高くなるにつれて睡眠時間が6時間未満の者の割合は減少する傾向がみられました。睡眠を1日平均7時間以上取っている者の割合は、テレワークの頻度が「毎日」の人が30.3%と最も多く、「週2～3日程度」（19.4%）、「一時的に行った」（16.7%）などを大きく上回りました。

◆ テレワークの頻度が高くなるにつれて、うつ傾向・不安のない者の割合が増加

テレワークの実施頻度別にうつ傾向・不安をみると、テレワークを実施したことがある者の中では、テレワークの実施頻度が高くなるにつれてうつ傾向・不安のない者の割合がおおむね増加する傾向がみられました。

「うつ傾向・不安なし」の割合は、テレワークが「毎日」の人が60.9%で、「週2～3日程度」（56.5%）、「一時的に行った」（51.2%）などより多い結果となりました。

◆ テレワークの導入割合が最も高いのは「情報通信業」、最も低いのは「医療、福祉」

テレワークの導入割合を業種別にみると、最も高かったのは情報通信業（82.4%）で、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」（62.7%）。一方、最も低かったのは「医療、福祉」（9.4%）で、次いで「宿泊業、飲食サービス業」（12.3%）でした。

【厚生労働省「令和3年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001001664.pdf>



スタッフコラム

季節が目まぐるしく変わってまいります。今年は個人的に超多忙でした。一部記憶がございません。しかし、悪いことは覚えているもので、4月にぬかるみに足を取られきれいなしりもち、5月に酒もさほど飲まないのに肝臓を悪くし、6月に息子はコロナ、10月に老親の引っ越し&片付け、11月には自宅引っ越しに伴う挨拶まわり中に外階段で転倒、右ひじ強打も骨折せず。つい先日は夫が自宅内で転んで顔面強打の「お岩さん」、もうこれだけ転んでおけば次男の高校受験は大丈夫でしょうか？身代わり地藏の気持ちです。

京都の三年坂で転ぶと3年しか生きられないという言い伝えを読み替えて、“1回転べば3年、2回転べばもう3年寿命が延びる”と発想の転換をした昔話がありました。ソレダ！ともう一度を望むわけにはいきません・・・来年は体幹を鍛えて転ばない体に生まれ変わりたいです！皆様どうぞよいお年を。（正村）



「冬期型災害」に気をつけよう！ 冬の転倒災害対策

◆ 冬は労働災害が多発する季節

冬期は、凍結による転倒、自動車のスリップや視界不良による交通事故、除雪・雪おろし作業に伴う墜落・転落・腰痛、暖房器具等による一酸化炭素中毒など、特有の労働災害（冬期型災害）の発生が懸念されます。特に転倒災害が多発するために、冬は労働災害が最も多く発生する季節といわれていますから、寒さが厳しくなる前に、対策を講じておきたいものです。

◆ 事業場で取り組む転倒災害対策

まずは、職場巡視等を行って、事業所内の危険箇所を把握・特定しましょう。

凍結が起こりやすいのは、駐車場、屋外通路、建物出入口です。このような箇所には、表示などを行って危険を「見える化」するとともに、たとえば雪や水分を拭き取るためのマットを設置するなど、対策を講じます。

特に危険なのは、「雪が踏み固められた箇所」です。降雪時には、雪が積もったままにならないようにする必要があります。把握しておいた危険箇所について、除雪や凍結防止対策（融雪剤や砂の散布等）を行うことで、転倒のリスクを減らすことが可能となります。必要な用具は早めに確保しておくとともに、除雪作業等を行う場合の墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ災害等の危険性も事前に特定しておきましょう。

◆ 従業員の安全意識も大切

冬の転倒災害は、従業員の意識によっても回避することができます。水濡れをそのままにしておくことが凍結に、ひいては転倒事故につながりますから、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底し、水濡れはすぐに拭くように意識づけしておきましょう。また、滑りにくい靴を履く、時間に余裕を持った行動を心がけ小さな歩幅でゆっくりと歩く、転倒時の怪我を軽減するために両手はあけておくなど、「冬の歩き方」について注意喚起するのも有効です。事業所全体の安全に対する意識を向上させることにより、冬の労災事故の防止に努めましょう。

三崎事務所からのお知らせ



年末調整を行った会社様へのお願い

年末調整を弊所で承った会社様へのお願いになります。

年明け1月末までに年末調整業務の一環として「給与支払報告書」を各市区町村に提出しなければなりません。つきましては、会社様に各市区町村から届いている「給与支払報告書」の書類一式を弊所あてにお送りいただけますでしょうか。各市区町村封筒の体裁は異なりますが、封筒の表に「給与支払報告書在中」という文言が記載されていると思います。

一括に取りまとめて結構ですので、よろしくお願いいたします。



満 18 歳未満の「年少者」をアルバイト等に雇用する際の注意点

満18歳未満の年少者(以下「年少者」という。)を雇用する際には、法律で様々な制限を設けて保護を図っています。年少者を雇用する際の注意点をあらためて押さえておきましょう！

- 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を必ず明示しなければなりません。
- 労働時間が6時間を超えるときは、途中に 45 分以上の休憩時間を与えなければなりません。
- 原則として休日は毎週1日与えなければなりません。
- 労働契約は本人が結ばなければならず、親や後見人が代わって結ぶことはできません。
未成年者の労働契約締結の保護 一労働基準法第 58 条一
- 事業場には、年少者の年齢を証明する書面を備え付けなければなりません。
年齢証明書等の備付け 一労働基準法第 57 条一
- 賃金は、①毎月1回以上、②一定の期日に、③通貨で、④全額を、⑤直接本人に支払わなければなりません。ただし、本人同意の上で、指定する銀行等の口座に振込みをすることができます。
- 賃金の額は、都道府県ごとに定められた最低賃金の額を下回ってはなりません。
- 年少者は、時間外及び休日労働を行わせることはできません。
- 次の場合(※)を除き、いわゆる変形労働時間制により労働させることはできません。
※ 満 15 歳以上で満 18 歳に満たない者(児童を除く年少者)が、
ア 1週 40 時間を超えない範囲で、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を 10 時間まで延長する場合
イ 1週 48 時間、1日8時間を超えない範囲内において、1か月又は1年単位の変形労働時間制を適用する場合
- 原則として午後 10 時から翌日午前5時までの深夜時間帯に使用することはできません。
- 次のような危険又は有害な業務については、就業が制限又は禁止されています。
 - 重量物の取扱いの業務
 - 運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
 - 足場の組立等の業務
 - 感電の危険性が高い業務
 - 有害物又は危険物を取り扱う業務
 - 著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
 - 酒席に侍する業務
 - 特殊の遊興的接客業(バー、キャバレー、クラブ等)における業務(一部のみ抜粋しています)
- 雇入れの際には、仕事に必要な安全衛生教育を行わなければなりません。
- 業務上の事由又は通勤による災害については、アルバイト等であっても労災保険による災害補償が行われることになっています。



これから冬休み、春休みになり、高校生をアルバイト雇用する機会もあるかと思います。年少者の雇用は成人の雇用と扱いが多少と異なりますので、雇用の際には上記について留意していただき、ご不明な点などございましたら、三崎事務所までお問い合わせください。 ☎ 03-3754-6424